

防人1第60号
40. 2. 11
改正 防人計第354号
19. 1. 9

陸 上 幕 僚 長 殿

防 衛 事 務 次 官

幹部陸上自衛官が第1種礼装甲を着用する場合

自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第8条第2項ただし書の規定に基づき、下記のように定められたので通知する。

記

幹部陸上自衛官は、防衛大臣が特に指示する場合のほか、次の各号に掲げるにおいて必要と認めるときは、第1種礼装甲を着用するものとする。

1 外国における場合

- (1) 元首、首相又は国務大臣相当者に公式に接見する場合
- (2) 天皇又は皇族に公式に随行する場合
- (3) 首相又は国務大臣に公式に随行する場合
- (4) その他国際儀礼上必要がある場合

2 国内における場合

- (1) 拝えつのため又は栄典を授かるため個人として参内する場合
- (2) 国賓又はこれに準ずる賓客に公式に接見する場合